

婚姻要件具備証明書

一部の国では、自治体に婚姻の届け出をする際に婚姻要件具備証明書の提出が義務付けられています。

また、この証明書は領事館での婚姻手続きや、スペイン国内での事実婚パートナーとしての登録を行う際にも通常発行されます。

当大使館領事部に居住者として登録されているスペイン国民は、婚姻要件具備証明書を申請することができます。婚姻要件具備証明書の発行には事前の手続きが必要です。

必要書類

以下に挙げる書類に加え、領事部は申請内容を審査するために必要と判断した場合、追加の情報や書類の提出を求めることがあります。

いずれの場合も、結婚する当事者のうち少なくとも一方はスペイン国籍を有している必要があり、かついずれか一方は日本国内に居住している必要があります。

1. 結婚前手続き申請書（結婚する当事者双方が記入・署名したもの）。

[Solicitud de tramitación de expediente previo al matrimonio](#)

2. 両当事者の身分証明書（DNI）またはパスポートの写し。

3. 各当事者の婚姻状況に関する宣誓供述書。

[Declaración jurada sobre el estado civil](#)

4. スペイン国籍の当事者：

・過去6ヶ月以内に発行されたスペインの市民登録所発行の出生証明書（抄本不可）。

・離婚歴のある方：離婚の記載がある婚姻証明書。

- ・配偶者を亡くした方：婚姻証明書および前配偶者の死亡証明書。

注：当該事実が当領事館に登録されている場合は、証明書は不要です。

5. 日本国籍の当事者：

- ・戸籍謄本（発行日から6ヶ月以内のもの）。
- ・離婚歴または配偶者を亡くしている場合は結婚前の戸籍謄本。

6. 外国籍の当事者：

- ・出生証明書（すべての記載事項を含むもの）。自国の当局が発行し、6か月以内のもの。アポステイーユまたは公的認証が必要であり、原本がスペイン語・日本語・英語以外の場合はスペイン語の公式翻訳を添付すること。
- ・出生証明書記載がない場合、独身証明書（婚姻要件具備証明書）。自国の当局が発行し、6か月以内のもの。アポステイーユまたは公的認証が必要であり、原本がスペイン語・日本語・英語以外の場合はスペイン語の公式翻訳を添付すること。

7. 日本の住民票：

スペイン人が当大使館に居住者登録をしていない場合、外国籍の婚姻当事者の住民票。

手続き

婚姻要件具備証明書の申請には、申請者本人が居住地の大使館へ直接来所する必要があります。

申請は、emb.tokio.reg@maec.es 宛てに電子メールで、上記に記載されたすべての書類を添付して行うことを推奨します。原本は、本人確認のため来館時にご提示ください。

あるいは、事前の予約の上、当領事館へ来館して申請を行うか、または以下の宛先に書留郵便にて申請書類を郵送することも可能です：

領事部 在東京スペイン大使館 106-0032 東京都港区六本木 1-3-29

必要書類を提出後、結婚する当事者はスペイン語、日本語、または英語を話す証人2名と共に、大使館へ来館する必要があります。全員、有効な身分証明書またはパスポートを提示し本人確認を行ってください。日本国籍の方がパスポートをお持ちでない場合は運転免許証も有効です。必要書類をすべて提出してから来館の予約までは現在約3ヶ月程度要しています。

婚姻要件具備証明書は、実働日2日以内に発行され、原則として電子メールにての送付となります。

外国籍の当事者：

婚姻要件具備証明書が必要な外国籍の方は、自国の当局に申請してください。